二　講義及び演習により行うものであること。
三　修業期間は、おおむね一月以内であること。
四　講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
五　別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
六　講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義及び演習	児童の権利擁護	一・五
	児童家庭福祉における倫理的配慮	一・五
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	一・五
	児童の成長・発達と生育環境	三・〇
	ソーシャルワークの基本	一・五
	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	四・五
	児童相談所における方針決定の過程	一・五
	社会的養護における自立支援	三・〇
	関係機関との連携・協働と在宅支援	三・〇
	行政権限の行使と司法手続	一・五
	児童虐待への対応の基本	四・五
	少年非行への対応の基本	一・五
	障害相談・支援の基本	一・五

○厚生労働省告示第百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第八項の規定に基づき、児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準

1　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。

二　講義及び演習により行うものであること。

三　修業期間は、おおむね六月以内であること。

四　研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

五　別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

六　講師は、別表第一に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

2　前項に定めるもののほか、法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準のうち、同条第五項の指導及び教育を行う児童福祉司に係るものについては、次のとおりとする。

一　都道府県又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。

二　講義及び演習により行うものであること。

三　修業期間は、おおむね六月以内であること。

四　研修の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

五　別表第二に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

六　講師は、別表第二に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表第一

区分	科目	時間
講義及び演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	六・〇
	児童の面接・家族面接に関する技術	一・五
	児童相談所における方針決定の過程	一・五
	社会的養護における自立支援	四・五
	関係機関との連携・協働と在宅支援	四・五
	行政権限の行使と司法手続	三・〇
	児童虐待への対応	六・〇
	少年非行への対応	三・〇

別表第二

区分	科目	時間
講義	児童の権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題	一・五
	スーパービジョンの基本	一・五
	児童の発達と虐待の影響、児童の生活に関する諸問題	一・五
	ソーシャルワークとケースマネジメント	一・五
演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	三・〇
	児童の面接・家族面接に関する技術	一・五
	関係機関との連携・協働と在宅支援	一・五
	行政権限の行使と司法手続	一・五
	児童虐待への対応	六・〇
	少年非行への対応	一・五
	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	三・〇
	スーパービジョンの基本	四・五

○厚生労働省告示第百三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第八項の規定に基づき、児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。

二　講義及び演習により行うものであること。

三　修業期間は、おおむね六月以内であること。

四　研修の内容は、別表に定めるもの以上であること。

五　別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

六　講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。